

污水管清掃及びＴＶカメラ調査（海水侵入確認）業務とそれに伴う産業廃棄物(汚泥)処分委託契約書
(案)

沖縄県立那覇工業高等学校 校長 宮里 真二（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）との間において、
沖縄県立那覇工業高等学校污水管清掃及びＴＶカメラ調査（海水侵入確認）業務とそれに伴う産業廃棄物(汚泥)処分委託契約を下記のとおり締結する。

(契約の目的)

第１条 乙は、甲の指定する污水管の清掃及びＴＶカメラ調査（海水侵入確認）業務とそれに伴う産業廃棄物(汚泥)処分を行うものとする。

(契約の内容)

第２条 乙の業務は、下記のとおりとする。

- (1) 污水管の清掃及びＴＶカメラ調査場所：浦添市 勢理客地内（資料別添）
- (2) 上記に伴う産業廃棄物(汚泥)処分
- ２ 乙はやむを得ない事情により、前項で指定された清掃及び調査（海水侵入確認）業務とそれに伴う産業廃棄物(汚泥)処分ができない場合は、速やかに甲に連絡し、その指示に従うものとする。

(契約の期間)

第３条 契約期間は、契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までとする。

(契約金額)

- 第４条 本契約に基づく契約金額は 円とする。
- うち消費税額及び地方消費税は 円（「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。）とする。消費税及び地方消費税は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。
- ２ 乙は清掃調査処分の完了後、契約金額を甲へ請求する。甲は、業務完了翌月に乙から正当な請求書を受理したときには、その日から 30 日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第５条 沖縄県財務規則第 101 条の規定のとおり。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第６条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡もしくは承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第７条 乙は、本契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託もしくは代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務の一部を委任する場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第８条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき
- (2) 本契約の履行について、その作業員に不正又は不当な行為があったとき

- (3) 本契約を履行することができないと明らかに認められるとき
 - (4) 契約締結後、事情により業務委託を継続する必要がなくなったとき
 - (5) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）であるとき
 - (6) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、前項第1号から第3号までの定めにより、本契約を解除しようとするときは、違約金として第4条第1項に定める契約金額の110分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に参入しないものとする。
- 3 甲は、第1項第4号の定めにより、本契約を解除しようとするときは、乙に対しその旨を2ヶ月前に通知しなければならない。
- 4 甲は、第1項第5号から第9号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

- 第9条 甲は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む）及び再受任者（再委託以降のすべての受任者を含む）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ）が 排除対象者（第9条第1項第5号から第9号の各号に該当する者をいう。以下同じ）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等 に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が乙の下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しない、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第10条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否又は下請負人等にこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（損害賠償）

- 第11条 乙は、本契約に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第三者に損害を与えたときもまた同様とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りではない。
- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上定めるものとする。

(秘密の保持・個人情報の取り扱い)

- 第12条 乙は、業務上知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し、正当な理由なく第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

(その他)

- 第13条 本契約に定めない事項又は契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県浦添市勢理客4丁目22番1号
氏名 沖縄県立那覇工業高等学校
校 長 宮 里 真 二 印

乙 住所
氏名
印